

○宇都宮市自然休養村管理センター条例施行規則

昭和53年12月22日
規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市自然休養村管理センター条例(昭和53年条例第42号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。
(平15規則11・平17規則69・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日(4月29日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までの火曜日を除く。以下同じ。)。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日が火曜日に当たるときは、その翌日を休館日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(平15規則11・追加)

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定により、センターの使用について市長の許可を受けようとする者は、自然休養村管理センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可したときは、当該申請者に対し、自然休養村管理センター使用許可書を交付するものとする。

(平15規則11・旧第3条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第5条 条例第7条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、自然休養村管理センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請があつた場合において、減免すべき正当な事由があると認めるときは、当該申請者に対し、自然休養村管理センター使用料減免決定通知書を交付するものとする。

(平15規則11・旧第4条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第6条 条例第10条の規定による使用者の守るべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (2) 使用する物品はていねいに扱うこと。
- (3) 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- (4) 許可なく物品の展示、販売その他の営利を目的とした行為をしないこと。
- (5) 許可なく印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布する等宣伝行為をしないこと。
- (6) その他管理者の指示に従うこと。

(平15規則11・旧第5条繰下・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 条例第12条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則69・全改)

(様式)

第8条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平15規則11・追加)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(昭57規則25・旧第7条繰上、平15規則11・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日規則第25号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月24日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。